令和7年度「青少年の被害・非行防止道民総ぐるみ運動強調月間」実施要綱

1 趣旨

今日、少子高齢化の進行、インターネットの利用拡大等は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

道内の青少年の被害の現状については、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と児童が知り合い性犯罪等の被害に遭った事犯の被害児童数が高い水準で推移するなど、青少年の犯罪被害は深刻な状況となっている。加えて、青少年のインターネットを利用する時間が増加傾向にあり、情報の不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が引き続き懸念される。

青少年の非行情勢については、非行少年総数が4年連続増加したほか、特別法犯では、大麻等の薬物事犯の検挙人員が高い水準で推移し、児童ポルノ事犯等で検挙される少年も近年急増している。また、SNS等で犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な特殊詐欺や強盗等への加担が大きな社会問題になるなど、懸念するべき兆候がみられる。

次代を担う青少年の育成は、道民全体に課せられた責務であり、引き続き、特定少年(18歳以上の少年)を含めた少年の健全育成及び非行防止のため、令和7年3月に道が策定した「北海道こども計画」に掲げられた関連施策を着実に推進するとともに、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、関係機関・団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の被害・非行防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の被害・非行防止道民総ぐるみ運動強調月間」(以下「月間」という。) とし、青少年の被害・非行防止について、道民が理解を深め、さらに関係機関・団体、福祉施設、地域住民等が相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

2 期間

令和7年7月1日(火)から31日(木)までの1か月

3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察

4 協力

北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道高等学校長協会、北海道特別支援学校長会、(公財) 北海道青少年育成協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、札幌市PTA協議会、 北海道女性団体連絡協議会、(一社) 北海道子ども会育成連合会、(公財) 北海道暴力追放センター、 (公財) 北海道防犯協会連合会、北海道少年補導員連絡協議会、北海道薬物乱用防止指導員連合協議 会、(社福) 北海道社会福祉協議会、(公財) 北海道民生委員児童委員連盟、"社会を明るくする運動" 北海道推進委員会

5 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害等のSNSに起因した 犯罪被害に遭う児童の数は、高い水準で推移している。

また、青少年のSNS等を利用する時間が増える傾向にあり、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念される。

このような現状に鑑み、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」 (令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」 (令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策 に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ)等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・ 協力して、児童買春や児童ポルノ製造をはじめとするこどもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」(令和6年9月こども政策推進会議決定)の3つの柱である青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護を図ることとし、青少年や保護者に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による青少年有害情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、こどもの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載については、わいせつ目的など望まれないかたちで悪用されてしまうケースもあることから、その掲載については注意・工夫するよう、保護者等に啓発を行う。

6 重点課題

(1) 有害環境への適切な対応

児童が性的搾取を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始め とする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な 広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされない よう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、図書やDVDの販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書類の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付けをしないことなど、北海道青少年健全育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施するほか、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス等を営む事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、成年年齢については18歳に引き下げられた一方で、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されていることから、酒類・たばこの販売窓口における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」(令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、 学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係 機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、若年層による大麻の乱用が全国的に拡大しているところ、道内でも同様の傾向にあり、青少年への更なる広がりが懸念されることから、若年層のうち特に学校教育等において対象となる青少年や、その保護者、地域の指導者等に対して、大麻をはじめ、覚醒剤、危険ドラッグ等乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に 努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の 支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、一般用医薬品の過量服薬 (オーバードーズ) については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、相談窓口等について周知を図る。

(3) 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかいなどの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

全国的に、中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯

罪に加担している現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、少年やその保護者に対し、オンラインカジノの違法性等について周知する。

盗撮事案や児童ポルノ事犯等については、犯罪行為であり、絶対に行ってはならないことである との規範意識を少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等の初発型非行についても、同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(4) 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)、「第二次北海道再犯防止推進計画」(令和6年3月策定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、道民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が 支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に 応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、少年や保護者・家庭からの相談に対し、より的確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・就学支援を一層推進する。

(5) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っているこどもが、一人で悩み、苦しむことのないよう、こどもが安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図る。あわせて、北海道教育委員会が設置している「子ども相談支援センター」の無料の教育相談電話(0120-3882-56 [24時間])や、SNSを活用した相談「ほっかいどうこどもライン相談(令和7年5月1日~令和8年3月23日、対象:公立中高生、特別支援学校中等部及び高等部生徒)」、Webサイトでの相談「おなやみポスト(対象:札幌市を除く公立小中高生)」のほか、「24時間子供SOSダイヤル」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、「少年相談110番」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わりこどもを見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安があれば、ちゅうちょすることなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の周知やPTA等との連携を進める。

このほか、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、名誉毀損罪や児童ポルノ法違反等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進する。

(6) 社会を明るくする運動の推進

地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支える「社会を明るくする運動」を推進する。

(7) 「道民家庭の日」の普及

こどもたちの基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場として、家庭が果たす役割の重要性を再認識するため、家族が団らんできる機会を持つ日として提唱されている「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及促進を図る。

7 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が道民に定着していくようにするため、道民全体に向けた 意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための 諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定な どにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止に関 連する月間等との連携に配慮する。